

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	市民部 市民課

契約業者名・住所	富士フイルムシステムサービス株式会社・東京都板橋区坂下一丁目 1 9 番 1 号
工事等の名称	戸籍総合システム・ブックレス クラウド利用契約
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	サービス利用契約
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	24, 840, 552 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
工事等の概要	戸籍事務に係るシステム、サービスの利用契約
随意契約の理由	松戸市は平成 1 9 年 1 2 月に戸籍電算化し、戸籍業務を実施しているところである。 これまで使用してきた機器の更改を行う時期であった、令和 5 年 1 0 月 1 日に戸籍電算システム賃貸借契約（長期継続契約）を富士フイルムシステムサービス株式会社、東京センチュリー株式会社と三者間契約を締結した。これまで松戸市では自庁設置型サーバー（オンプレミス）を利用して戸籍データを保管してきたが、国が進めている「情報システムの標準化・共通化」を鑑み、戸籍クラウドサービスへ移行することとなった。 戸籍クラウド化に伴うデータ・プログラムの移行は、正確かつ安全に実施することが求められ、事業者の選定に際して、最も優先して考慮される事項となる。移行方法によっては正確な移行がされたか担保するため、移行前後の戸籍情報の照合作業に多大なる労力と時間を費やすことになるため、既存システムに係るソフトウェアの開発、平成 1 9 年度のシステム導入時における紙戸籍の電子情報化、更にシステムの賃貸借及び保守を継続して行ってきた事業者である富士フイルムシステムサービス株式会社と戸籍データのクラウド

	化作業を含む戸籍電算システム賃貸借契約（長期継続契約）を締結した。 本事業は既にクラウド化した戸籍システムを利用するためのサービス利用契約であり、本サービスを提供している富士フイルムシステムサービス株式会社以外の事業者と契約することは不可能である。 以上のことから、本事業については性質上、競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により富士フイルムシステムサービス株式会社を相手方として業者選定し、随意契約を行うことが適当であると思料される。
--	--